

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◇ 公益法人への寄附の非課税承認規定・やむを得ない事情

**Q** : 公益法人等へ財産を贈与した場合の譲渡所得の非課税規定について、改正通達が公表されたようですが、どのような内容でしょうか。

**A** : 非課税承認規定における「やむを得ない事情」が例示の列挙で明確にされています。

#### 【解説】

国税庁はこのほど、「租税特別措置法第40条第1項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」を一部改正しました。

措置法40条は、公益法人等へ財産を贈与した場合の譲渡所得等の非課税特例が定められています。また、措置法施行令では、2年を経過する日までの期間内に、贈与財産は公益事業の用に供されること等が必要とされていますが、「やむを得ない事情」がある場合には、別に国税庁長官の認める期間内に事業に供されるようなケースでも要件を満たすとしています。今回の改正通達では、そのときの「やむを得ない事情」の例示が列挙されています。

そこでは、原則2年内とするものの、①災害により、また②建築基準法等の法令上の制限により、さらには③行政庁の指導や隣接地の所有者等の反対などにより、公益事業の用に供せない、あるいは施設設置の計画変更が余儀なくされる場合は、「やむを得ない事情」に該当するとしています。

また、やむを得ない事情があることにつき、帰責性がないことも要件となっています。

